

別添資料5 「リスク分担表」

項目 番号	種 類	内 容	負担者	
			県	指定 管理者
1	法令等の変更	管理施設についての設置基準の変更など、法改正に伴い管理物件の整備が必要となった場合	○	
		上記以外の場合		○
2	第三者賠償（※1）	指定管理者の責めに帰すべき事由により周辺住民等に損害を与えた場合（不適切な管理運営による騒音・振動等の苦情）		○
		上記以外の場合	○	
3	施設利用者への損害（※1）	指定管理者の責めに帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合（不適切な施設管理による利用者のけが等）		○
		上記以外の場合	○	
4	物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増減があった場合	○	○
5	金利変動	金利の変動に伴う経費の増減があった場合		○
6	不可抗力	テロ、暴動、天災等により、業務の中止などの履行不能、施設利用者への損害及び施設・設備の損壊等があった場合	○	○
7	資金調達	県の支払い遅延・不能に関するもの	○	
		上記以外の場合		○
8	施設競合	競合施設による利用者の減少、収入の減少があった場合		○
9	需要変動	当初の需要見込と実施結果との差異によるもの		○
10	税制度の変更	税制度の変更があった場合	○	○
11	管理施設の修繕	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
		修繕に係る費用が1件当たり100万円を超えない場合（経年劣化の場合を含む）（※2）		○
		上記以外の場合	○	○
12	備品等の損傷・損壊・盗難	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
		修理等に係る費用が1件当たり100万円を超えない場合（経年劣化の場合を含む）（※2）		○
		上記以外の場合	○	○
13	債務不履行	県における協定内容の不履行があった場合	○	
		指定管理者の業務及び協定内容の不履行があった場合		○
14	情報管理	指定管理者の責めに帰すべき事由により情報が漏洩した場合		○
		上記以外の場合	○	
15	管理施設の利用不能等による収入の減少	指定管理者の責めに帰すべき事由により施設等が利用不能となった場合		○
		上記以外の場合	○	
16	指定期間満了時の費用	指定の期間が終了した場合、又は指定期間中における指定の取消しをした場合における業務引継ぎに要する費用		○

（※1）指定管理者が加入する保険で対応できる場合は、保険での対応を優先とし、保険金額を超える部分については、県及び指定管理者で協議して決定するものとする。

（※2）1件100万円超の修繕等であっても、安全管理上、緊急を要するものなどについては、指定管理者及び県で協議の上、指定管理者において実施する場合がある。

別添資料5 「リスク分担表」(10 税制度の変更)

○指定管理料上限額の消費税の考え方

・応募されるすべての方へ

募集要項「6 管理に要する経費等」において、県が指定管理期間中に支払う施設の管理に要する経費の各年度の上限額に係る消費税については、以下の基準で算出しています。

消費税算出基礎

令和7年度	10%
令和8年度	10%
令和9年度	10%
令和10年度	10%
令和11年度	10%

したがって、指定管理者の指定を受けようとする法人等が提出する書類のうち、別紙様式3、4収支計画書他、各年度の指定管理料については、以上の条件を加味して算出してください。

・指定管理者の候補者の方へ

各指定管理年度の事業計画等関係書類を前年度に提出する際、県が想定している当該年度の消費税率に変更がある場合、すなわち基本協定締結時に提出した消費税率に変更がある場合は、当該年度に適用する税率で再算定したうえで事業計画（収支計算書）を提出してください。